

# 福祉バス利用方法について

令和6年4月1日版

## 1. 運転業務について

- 運転業務は、社会福祉協議会(社協)が契約する株式会社あいづスタッフが行います。  
※ あいづスタッフとの運転業務に関する調整は社協が行いますので、直接の連絡はご遠慮ください。

## 2. 利用できる団体

- 社会福祉活動を行っている団体、社協会長が認めた団体

## 3. 利用の目的

- 2. に該当する団体が、福祉や健康の増進、教養の向上等を目的とした研修や大会に参加される際に利用できます。慰安、観光等が主な目的と判断される場合はお断りしています。

## 4. 利用定員・車輛

- 乗車定員25人(うち補助席5・運転手含まず)    ○ 日産・シビリアン(ガソリン車)

## 5. 利用までの大まかな流れ

- ① 利用日時・行き先・内容を電話にて連絡し、仮予約をしてください。(利用日の1カ月前迄に)
- ② 行程等詳細が決まりましたら、利用申込書を提出してください。(利用日の2週間前迄に)
- ③ 社協にて運転手を確保後、利用許可書を発行(概ね1~2週間以内)。利用確定となります。
- ④ 利用当日、利用許可書を運転手に提示し、運行責任者が行程を管理してください。  
(運転手との調整、有料道路等経費の支払い、使用後は燃料を満タンに補充)  
※ 利用中に万一事故が発生した場合、社協起因による場合は社協が加入する保険の補償対象となります。別途、任意の旅行傷害保険等に加入されることをおすすめします。

## 6. 利用許可の範囲について

- 日帰りまたは1泊2日で往復可能な地域
- 1日の走行距離が300キロメートル以内

## 7. 運行時間

- 午前8時30分から午後5時15分

## 8. 運休日

- 日曜日、土曜日、祝日
- 年末年始及び社協が指定する日

## 9. 経費の負担

- 運転手に関する経費 **1時間につき1,800円(消費税別)**
  - ・ 運行前後の管理時間(車庫発着、車内点検清掃時間)、休憩時間を含みます。
  - ・ 8時間を越えた場合は、1時間につき25%加算となります。
  - ・ 利用時間が4時間未満でも、最低料金として4時間分の料金がかかります。  
**★最低料金 1時間1,800円×4時間+消費税=7,920円**  
なお、当日キャンセルは、**最低料金(7,920円)が発生しますのでご注意ください。**
  - ・ 運転手に関する経費(利用料)は、あいづスタッフが指定する口座への振込になります。利用翌月の上旬に請求書を送付しますので、各自お支払いください。
- 有料道路、駐車場料金、施設入館料、燃料費(満タン補充)は実費で直接支払ってください。運転手の昼食・宿泊料は、団体のご負担でお願いしています。



## お問い合わせ・申込先

- 社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会 TEL 0242-28-4030  
E-mail aizu@awshakyo.or.jp FAX 0242-28-4039